

入職お祝い金制度について

■当院に直接応募して採用にいたった場合、その入職から6ヶ月経過以降の給与にて入職祝い金を支給する制度です。

□支給対象者：当院に直接応募し採用された中途 入職者 ※2

□支給条件：入職後6ヶ月経過するまでの勤務実績が、契約上の勤務日数の80%条件を満たしていること。 ※3 ・無断欠勤等、勤務態度に問題がないこと

□支給時期：入職6ヶ月経過以降の給与で支給 ※4

※2 TMGで勤務経験のある方は対象外となります

※3 本人及び家族の傷病等、やむを得ない事由がある場合や、その他疑義があるケースについては個別にTMG本部と協議します

※4 試用期間終了後、当院の判断で支給額の減額支給の可能もあります

条件満たしており、使用希望の方はお気軽に採用担当までお問合せ下さい。

お問合せ先：048-474-7211（代表）

niizashiki-saiyo@tmg.or.jp（メール）

担当者：採用担当